

区市町村における自殺対策計画の策定状況（令和4年3月末日時点）

資料2-2

区市町村名	計画策定（予定）時期
千代田区	平成30年度（31.3策定）
中央区	令和元年度（1.7策定）
港区	平成30年度（31.3策定）
新宿区	平成30年度（31.3策定）
文京区	令和元年度（1.7策定）
台東区	平成29年度（30.3策定）
墨田区	平成30年度（31.3策定）
江東区	令和元年度（2.3策定）
品川区	令和元年度（2.3策定）
目黒区	平成30年度（31.3策定）
大田区	平成30年度（31.3策定）
世田谷区	令和元年度（1.10策定）
渋谷区	令和2年度（3.3策定）
中野区	令和元年度（1.10策定）
杉並区	令和元年度（1.5策定）
豊島区	平成30年度（31.3策定）
北区	平成30年度（31.3策定）
荒川区	令和元年度（1.11策定）
板橋区	令和元年度（2.3策定）
練馬区	平成30年度（31.3策定）
足立区	平成29年度（30.3策定）
葛飾区	令和元年度（2.3策定）
江戸川区	平成29年度（30.3策定）

区市町村名	計画策定（予定）時期
八王子市	平成30年度（31.3策定）
立川市	令和元年度（2.3策定）
武蔵野市	平成30年度（31.3策定）
三鷹市	平成30年度（31.3策定）
青梅市	平成30年度（31.3策定）
府中市	令和元年度（1.5策定）
昭島市	令和元年度（2.3策定）
調布市	平成30年度（31.3策定）
町田市	平成30年度（31.3策定）
小金井市	令和元年度（2.3策定）
小平市	令和5年度
日野市	平成30年度（31.3策定）
東村山市	令和元年度（2.3策定）
国分寺市	令和2年度（3.3策定）
国立市	令和3年度（4.3策定）
福生市	令和元年度（2.3策定）
狛江市	令和元年度（2.1策定）
東大和市	令和2年度（3.3策定）
清瀬市	平成30年度（31.3策定）
東久留米市	令和元年度（2.3策定）
武蔵村山市	令和2年度（3.3策定）
多摩市	平成30年度（31.3策定）
稲城市	令和元年度（2.3策定）
羽村市	令和元年度（2.3策定）
あきる野市	令和元年度（2.3策定）
西東京市	令和元年度（2.3策定）

区市町村名	計画策定（予定）時期
瑞穂町	令和元年度（2.3策定）
日の出町	令和元年度（2.3策定）
檜原村	令和元年度（2.3策定）
奥多摩町	平成30年度（31.3策定）
大島町	令和4年度
利島村	平成30年度（31.3策定）
新島村	令和元年度（2.3策定）
神津島村	令和2年度（3.3策定）
三宅村	平成29年度（30.3策定）
御蔵島村	令和4年度
八丈町	令和4年度
青ヶ島村	令和4年度
小笠原村	平成30年度（31.3策定）

令和4年3月末日までに策定済：57
 令和4年度以降策定予定：5

自殺対策計画未策定自治体について

	自殺対策計画策定が令和4年度以降となる理由	現時点における自殺対策計画策定期(予定)	現時点における自殺対策計画の位置づけ	どのような支援があれば策定を前倒しできるか
小平市	<p>自殺対策計画については、次期市健康増進プラン内で、「休養・こころの健康」の分野を、自殺対策基本法第13条2項に基づく「市町村自殺対策計画」として位置づけ、本計画に包含して策定することを市の基本方針として、令和3年度に策定し、次期市健康増進プランの計画期間を令和5年4月より開始する予定だった。</p> <p>しかしながら、この度、国の「21世紀における国民健康づくり運動(第2次)(以下、健康日本21)」の計画期間が延長されたことに伴い、東京都の「東京都健康推進プラン21(第2次)」の計画期間も1年延長されることとなった。</p> <p>これらを踏まえ、現行市健康増進プランについても、健康増進法第8条第2項に規定する市町村健康増進計画に位置付けられる計画として策定していることから、その計画期間を1年延長するとともに、次期市健康増進プランの策定期を令和5年度までとし、令和6年度から次期市健康増進プランを開始することとした。これに伴い、次期市健康増進プランに内包予定である自殺対策計画についても同様の取り扱いとし、計画の策定については1年延長する。</p>	令和6年3月	健康増進計画に包含	自殺対策計画については、次期市健康増進プラン内で、「休養・こころの健康」の分野を、自殺対策基本法第13条2項に基づく「市町村自殺対策計画」として位置づけ、本計画に包含して策定することを市の基本方針としていることから、自殺対策計画単独で策定を前倒しすることは困難
大島町	<p>現在は、下記の事業が最優先となっている</p> <p><新型コロナウイルスワクチンに関する業務全般></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナワクチンに関する業務及び接種業務が膨大となり策定に至っていない ・新型コロナワクチン追加接種(3回目接種)が開始し、業務量が増加している ・専門職の退職が続いたことによる人員不足 	令和5年3月頃	単独計画を策定した後、健康増進事業計画に包含	広く専門的な知識を有する保健師を継続的に確保できる体制
御蔵島村	人材不足による業務過多	令和5年3月頃	単独計画	人材支援
八丈町	新型コロナワクチン接種事務の担当部署であり、今年度末まで3回目接種業務を優先させているため、計画にかかる他団体との調整が進んでいない。	令和4年10月	単独計画	—
青ヶ島村	保健事業にあたる職員の人員不足	令和4年10月	単独計画	—